

岩手県告示第167号

令和2年2月4日付け官報第183号登載保安林の指定施業要件を変更する件（令和2年農林水産省告示第217号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和2年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

- (1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 奥州市江刺田原字根木町149の2、江刺米里字戸中183の4、184の10
- (2) 所在が不明である通知の相手方 相澤キヨ子、共栄建設株式会社、佐々木寛明

2 通知の内容を掲示した場所 奥州市役所